

山口県報

平成22年
4月20日
(火曜日)

目次

規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
告示
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………二
光虹ヶ丘西土地地区画整理事業の施行の認可(都市計画課)……………二
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………二
公告
平成二十二年危険物取扱者保安講習の実施(防災危機管理課)……………四
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課)……………六
雑報
県報の正誤(平成二十一年三月三十一日山口県規則第二十八号)……………六

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十九号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正

する。

第七十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条第一項の規定による所属職員の子ども手当の受給資格及び子ども手当の額の認定をすること。

第七十五条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条第一項の規定による所属職員の子ども手当の受給資格及び子ども手当の額の認定をすること。

第七十五条の二に次の二号を加える。

三 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第六条第一項の規定による所属職員の子ども手当の受給資格及び子ども手当の額の認定をすること。

四 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第十六条第一項の規定によつて読み替えられる同法第七条第一項の規定に基づき、前号の認定をした受給資格者に子ども手当を支給すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則(平成二十一年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中、「県税事務所長」を「交通運輸対策室長 県税事務所長」に改め、「若者就職支援センター所長」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の知事等の給与の特例に関する条例施行規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。



山口県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十二年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第千三百一号）及び保安林の指定をする件（平成十年農林水産省告示第千七百六十七号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。）による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに光

市経済部水産林業課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定に基づき、光虹ヶ丘西土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十二年四月二十日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理事業の名称
光虹ヶ丘西土地区画整理事業

二 施行地区

光市虹ヶ丘二丁目及び同市虹ヶ丘七丁目の各一部

三 事務所の所在地

光市中央六丁目一番一号

四 施行認可の年月日

平成二十二年四月二十日

五 施行者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 主たる事務所の所在地
光市土地開発公社 光市中央六丁目一番一号

六 事業施行期間

平成二十二年四月二十日から平成二十八年三月三十一日まで

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで（初年度にあつては、平成二十二年四月二十日から平成二十三年三月三十一日まで）

八 公告の方法

事務所及び現地に掲示する。

事務所及び現地に掲示する。

山口県告示第百八十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十二年四月二十日

山口県知事 二井 関成

小野田港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

山陽小野田市大字小野田字鳥取七六〇の一〇から同大字字下若松九七〇の二に至る土地の地先公有水面

2 第二区

山陽小野田市大字小野田字下若松九七〇の二地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から53の地点までを順次結んだ線、53の地点と54の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D.L.+三・九八メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線、54の地点と55の地点を結ぶ昭和四十四年六月二十七日付け指令港湾第一〇三二号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+三・七〇メートル)、55の地点と56の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と56の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の57の地点から66の地点までを順次結んだ線及び57の地点と66の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 山陽小野田市大字小野田字番屋岳の西須恵村二等三角点(北緯三三度五七分三三・二九四秒東経一一一度一〇分〇四・七七三秒)(以下「基準点」という。)から二〇六度二一分四四秒八五三・五二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三四五度四四分四七秒九・八五メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一五三度三六分四二秒三・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三四三度五九分五八秒三・二八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三四二度四二分三八秒六・〇四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三四一度四分二四秒六・五二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四八度三三分三九秒二・九九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三三九度一九分三八秒四・九八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三三七度五四分三一秒二・九四メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三五度〇二分一四秒二・八八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三三四度一一分〇一秒二・六四メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三三三度二八分〇七秒四・五一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三三三度四六分二〇秒四・四四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三三二度〇八分二二秒四・四七メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三三一七度〇四分二四秒四・五〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三三〇度五九分〇八秒四・三九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三二九度四三分五七秒四・五一メートルの地点
- 18の地点 17の地点から三二八度四六分五六秒四・四七メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三二七度三三分〇八秒四・四五メートルの地点

- 20の地点 19の地点から三二七度〇二分五五秒四・四七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から三二五度一七分二七秒四・四六メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三二三度三八分〇〇秒四・四八メートルの地点
- 23の地点 22の地点から四三度五三分〇三秒二・九八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三二二度〇四分二八秒四・五四メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三二〇度五七分一八秒四・五五メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三〇九度三四分五四秒四・五五メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三〇七度一三分〇六秒四・五四メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三〇六度〇八分〇六秒四・五四メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三〇三度四六分五一秒四・五五メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三〇二度一四分二八秒四・五一メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三〇〇度二二分〇三秒四・五七メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二九八度二七分三四秒四・五五メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二九六度五八分〇三秒三・六九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二九五度二三分一秒五・五〇メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二九三度三一分五〇秒五・八〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二九二度〇一分〇七秒五・四八メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二九〇度三七分二一秒五・六五メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二八九度〇五分〇四秒四・三五メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二八八度一一分三一秒三・〇九メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二八八度一七分三一秒一・五〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から二八八度一一分三一秒二〇・八一メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二八八度一一分三一秒二〇・八一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から二八四度二五分一三秒五・三二メートルの地点
- 44の地点 43の地点から二九五度四四分五一秒六・三〇メートルの地点
- 45の地点 44の地点から二九八度一六分二五秒五・八五メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二九九度三九分四四秒五・三三メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三〇九度二二分五四秒一七・〇二メートルの地点
- 48の地点 47の地点から三〇九度三八分三二秒三・一〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三〇九度一八分五九秒三・〇〇メートルの地点
- 50の地点 49の地点から三〇九度〇六分四〇秒二・六五メートルの地点
- 51の地点 50の地点から三〇九度三三分三八秒四・〇一メートルの地点
- 52の地点 51の地点から三二二度〇九分二〇秒一・四七メートルの地点
- 53の地点 52の地点から三二二度四八分四七秒四・二八メートルの地点

- (二) 面積
- 1 第一区
- 2 第二区
- 一 二六・三三平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号
- 平成十六年二月二十三日 指令港湾第七号の五
- 三 関係図書を閲覧できる市町
- 山陽小野田市
- 四 認可を受けた者
- 山口市滝町一番一号
- 山口県
- 山口県知事 二井 関成
- 認可の年月日
- 平成二十二年四月八日
- 54の地点 53の地点から一七度一五分三八秒八七・四五メートルの地点
- 55の地点 54の地点から七八度四分一五秒三四・〇二メートルの地点
- 56の地点 55の地点から一四二度一〇分五三秒一六一・一九メートルの地点
- 57の地点 基準点から二三〇度〇七分三三秒八二二・二六メートルの地点
- 58の地点 57の地点から三四一度五四分五七秒三・七二メートルの地点
- 59の地点 58の地点から三四三度〇五分五五秒三・七二メートルの地点
- 60の地点 59の地点から三四三度三十八分〇八秒三・七二メートルの地点
- 61の地点 60の地点から三四三度五三分三九秒三・七三メートルの地点
- 62の地点 61の地点から三四四度二分一六秒六・九六メートルの地点
- 63の地点 62の地点から三四四度二分一六秒六・九七メートルの地点
- 64の地点 63の地点から三四四度二分一六秒六・九七メートルの地点
- 65の地点 64の地点から三四四度二分一六秒六・九七メートルの地点
- 66の地点 65の地点から三四四度二分一六秒六・九七メートルの地点



- (一一七)平成二十二年危険物取扱者保安講習の実施
- 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の二十三の規定に基づき、平成二十二年危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。
- 平成二十二年四月二十日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 受講対象者
- 消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- 二 講習の日時及び場所
- (一) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習
- | 日 | 時 | 場 所 |
|----------|------------------|--------------------|
| 平成二二、七、二 | 午前九時から
正午まで | 光地区消防組合消防本部 |
| 〃 | 〃 | 下関市消防訓練センター |
| 〃 | 〃 | 下松市大字平田四八四 |
| 〃 | 〃 | 中国電力株式会社下松発電所 |
| 〃 | 〃 | 宇部市大字川上七四 |
| 〃 | 〃 | 山口宇部農業協同組合 |
| 〃 | 〃 | 周南市鼓海二丁目一八の二四 |
| 〃 | 〃 | 財団法人周南地域地場産業振興センター |
| 〃 | 〃 | 下関市消防訓練センター |
| 〃 | 〃 | 長門市東深川一―一の二 |
| 〃 | 〃 | 山口県漁業協同組合湊支店 |
| 〃 | 〃 | 下関市豊北町大字角島二二七の一三 |
| 〃 | 〃 | 角島漁業協同組合 |
| 〃 | 午後一時から
午後四時まで | 山口市大手町二番一八号 |
| 〃 | 午前九時から
正午まで | 山口県教育会館 |
| 〃 | 〃 | 長門市三隅下三七〇九の三 |
| 〃 | 〃 | 山口県漁業協同組合野波瀬支店 |
| 〃 | 〃 | 防府市駅南町八番三〇号 |
| 〃 | 〃 | 山口短期大学オーブンカレッジ |
| 〃 | 午後一時から
午後四時まで | 山口県民文化ホールいわくに |

(二) 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設(一)に掲げる危険物施設を除く。において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
平成二、七、二	午後一時から午後四時まで	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所	
"	"	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	山口県民文化ホールいわくに	
"	"	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社岩国大竹工場	
"	"	周南市新南陽ふれあいセンター	
"	"	玖珂郡和木町和木六丁目一番二号 三井化学株式会社岩国大竹工場	
"	"	周南市新南陽ふれあいセンター	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	山口県民文化ホールいわくに	
"	"	周南市新南陽ふれあいセンター	
"	"	山陽小野田市大字西沖五 西部石油株式会社山口製油所	
"	"	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	

(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場	所
平成二、七、二	午後一時から午後四時まで	光地区消防組合消防本部	
"	"	下関市消防訓練センター	
"	"	光市大字光井四七二〇 武田薬品工業株式会社光工場	
"	"	防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ	
"	"	山口県民文化ホールいわくに 光地区消防組合消防本部	
"	"	下松市大字平田四八四 中国電力株式会社下松発電所	
"	"	美祢市大嶺町東分四一八の八 美祢勤労者総合福祉センター	
"	"	山陽小野田市消防本部	
"	"	周南市鼓海二丁目一八の二四 財団法人周南地域地場産業振興センター	
"	"	山陽小野田市消防本部	
"	"	下関市消防訓練センター	
"	"	柳東文化会館	
"	"	宇部市大字川上七四 山口宇部農業協同組合	
"	"	萩市消防本部	
"	"	山口市大手町二番一八号 山口県教育会館	
"	"	防府市駅南町八番三〇号 山口短期大学オーブンカレッジ	
"	"	山陽小野田市消防本部	

三 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の二十日前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二) 社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。

四 提出書類

五 受講申請書
 受講手数料
 四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 その他
 受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三―九三三―二三六〇)又は社団法人山口県危険物安全協会連合会(電話〇八三―九三三―七七九九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一一八) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十二年四月二十日

名 称	所 在 地	療 養 種 類	指 定 年 月 日
徳山医師会病院	周南市慶万町一〇番一号	更生医療	平成二一、七、一
うちだ眼科	長門市東深川六二の四五	育成医療及び更生医療	" " " "
フォルテ薬局	宇部市神原町一丁目四番七号	"	" " " "
あんず薬局	東藤曲二丁目五番一三三号	"	" " " "
ムーン薬局	山口市大内矢田三四の一	"	" " " "
ひまわり薬局	金古曾町三番七号	"	" " " "
ほのぼの薬局	大内御堀九三七の二	"	" " " "
桜薬局	鱒石町六番三七号	"	平成二一、二、二、
仁成堂薬局	小郡船倉町一番八号	"	" " " "
めばえ薬局田島店	防府市大字田島一四九〇の六	"	平成二一、六、

そっこう薬局下松中央店	下松市古川町三丁目五番二号	"	" " " "
ところだ薬局	大字西豊井七四〇の二三	"	" " " "
並木薬局	岩国市錦見六丁目一番一〇号	"	平成二一、三、
ミササン薬局	長門市東深川六二の五一	"	平成二一、七、
ゆずき薬局	一九五二の二二	"	平成二一、二、
あい薬局長門店	一三八四の一	"	" " " "
中央薬局	柳井市南町七丁目一番一	更生医療	平成二一、四、
ウオッツ周南周陽薬局	周南市周陽一丁目一番一	育成医療及び更生医療	" " " "
えきまえ薬局	有楽町二三	"	" " " "
アイプラス調剤薬局東山店	東山町二番三号	"	平成二一、二、
えいしん堂薬局	山陽小野田市大字郡四四七の一	"	平成二一、四、
みつば薬局	搦山一丁目三四番七号	"	" " " "
SE訪問看護ステーション太陽	宇部市東新川町一番三三	"	" " " "
阿知須訪問看護ステーション	山口市阿知須四二四の一	"	" " " "
周東総合病院訪問看護ステーションいちご	柳井市古開作一〇〇〇の一	"	" " " "
なぎさ訪問看護ステーション	熊毛郡上関町大字長島一の一	"	" " " "

正 誤
 平成二十一年三月三十一日山口県規則第二十八号(山口県行政組織規則の一部を改正する規則)



三	ページ
下	段
● 局会大ツ ポス者害障	誤
○ 課会大ツ ポス者害障	正

平成二十二年四月二十日
発行

発行人

山口県知事